

託送供給約款以外の供給条件

(平成26年4月23日付け 20140418資第22号承認)

[工事費負担金についての特別措置 (再生可能エネルギー発電設備)]

平成26年5月1日実施

中部電力株式会社

託送供給約款以外の供給条件の内容

[工事費負担金についての特別措置（再生可能エネルギー発電設備）]

1 適 用

託送供給約款（平成26年4月18日届出。以下「託送約款」といいます。）にもとづき託送供給を受ける契約者の、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第6条第5号の規定に該当する場合で、契約者の希望により電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」といいます。）により発電された電気の受電地点への供給設備（託送約款 [一般電気事業・特定規模電気事業等用] 63 [受電地点への供給設備の工事費負担金] (1), (2)もしくは(3)または託送約款 [特定電気事業用] 61 [受電地点への供給設備の工事費負担金] (1), (2)もしくは(3)にもとづき工事費負担金を算定する供給設備を除きます。)を施設するときの工事費負担金は、この託送供給約款以外の供給条件によります。

2 工事費の負担

(1) 契約者が新たに託送供給を希望され、または契約受電電力を増加される場合で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、原則としてその工事費の全額を工事費負担金として契約者から申し受けます。ただし、再生可能エネルギー発電設備からの出力により、当社配

電用変電所バンクにおいて逆潮流が生じるおそれのある場合で、これに係る措置として当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として契約者から申し受けます。

新増加契約受電電力 1 キロワットにつき	3,780円00銭
----------------------	-----------

- (2) 当社が受電する電気について、施設後 3 年以内の供給設備を利用する場合は、新たに利用される部分を新たに施設される供給設備とみなします。
- (3) 当社は、供給設備の全部または一部を他の契約者と共用する供給設備として利用することがあります。

なお、当社が受電する電気について、その利用が供給設備を施設してから 3 年以内に行なわれる場合で、その供給設備を施設したときにさかのぼって 2 以上の契約者が共用する供給設備として算定した場合の工事費負担金が既に申し受けた工事費負担金を下回るときは、原則としてその差額をお返しいたします。

- (4) (2)および(3)の場合を除き、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕Ⅷ（工事費の負担）および託送約款〔特定電気事業用〕Ⅷ（工事費の負担）の適用については、託送約款〔一般電気事業・特定規模電気事業等用〕63（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)および託送約款〔特定電気事業用〕61（受電地点への供給設備の工事費負担金）(2)の場合に準ずるものといたします。

3 その他

この託送供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、託送約款によるものといたします。